

## 議案第 2 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 提案理由

おいらせ阿光坊古墳館条例（平成28年おいらせ町条例第30号）の施行に伴い、行政職の級別職務分類表に館長補佐を加えるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町  
条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第6のA行政職給料表の表4級の項職務の名称の欄中「及び所長  
補佐」を「、所長補佐及び館長補佐」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月10日から施行する。